

University Academic Repository

取締役の経営判断上の注意義務：
「合理的な内部統制システム」の構築を前提とした

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2006-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小菅, 成一, コスガ, セイイチ, Kosuga, Seiichi メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/177

取締役の経営判断上の注意義務

—「合理的な内部統制システム」の構築を前提とした—

Duty of Care on the Directors Business Judgment

小 菅 成 一

Seiichi Kosuga

<要 約>

平成18年5月1日より、わが国において会社法が施行された。この会社法では、株式会社（とくに、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の大会社〔会社法2条6号〕）の取締役に対し、会社の経営が健全になされることを確保するためのリスク管理や法令遵守（コンプライアンス）等の体制を定めた内部統制システムの構築を義務付けている。これまでにも判例・学説上、大規模な会社の取締役には、代表取締役や他の取締役、使用人等の業務に対する監視・監督を行う上での一環として、内部統制システムを構築する義務があることが唱えられてきたが、会社法では、これを正式に立法化したのである。

本稿では、会社の内部に、会社法（上場会社については、金融商品取引法も対象になる）に則った合理的な内部統制システムが構築されていることを前提に、取締役（委員会設置会社における執行役も含まれる）が、①業務執行権限の委譲された業務担当取締役や使用人等の業務の執行を信頼したり、あるいは、②それら業務担当取締役や使用人等の情報・調査等を十分に分析・検討した上で経営判断を行ったりした場合には、当該取締役の注意義務違反が問われないことを、過去の判例や学説も含め検討している。

<キーワード>

平成18年施行の会社法（および金融商品取引法）、取締役の注意義務（善管注意義務・忠実義務）と任務懈怠（法令・定款違反）、経営判断の原則、信頼の権利、内部統制システム

1. はじめに

平成18年5月1日よりわが国において会社法が施行された。この会社法では、内部統制システムにつき¹⁾、取締役が2人以上存在する会社および取締役会設置会社に対し、その構築の決定を代表取締役等に委任することができないものとし（会社法348条3項4号、362条4項6号）、さらに、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の大会社（会社法2条6号）に対しては、その構築を義務付けている（会社法348条4項、362条5項、416条2項²⁾）。

また、委員会設置会社に対しては、大会社であるか否かを問わず、内部統制システムの構築が義務付けられることとなった（416条1項1号ホ・2項）³⁾。

ところで、取締役（委員会設置会社における執行役も含め）は、日常的に、会社の経営に関する様々な経営判断（業務執行）を行っている。そして、その経営判断は当然に、法令や定款を遵守し、さらには、会社の最善の利益のためになされることが要求されている。以下では、そのような取締役の経営判断上の注意義務を中心に、内部統制システムとの関係も含め検討を行っていきたい。

2. 取締役の注意義務・法令違反行為について

まず、取締役（委員会設置会社においては執行役も含まれる）の注意義務を論ずるにあたり、以下の点を確認しておきたい。

（1） 取締役の注意義務に関する規定

取締役と会社との法律関係には、民法上の委任に関する規定が適用される（会社法330条）。したがって、取締役はその職務を行うに際しては、善良なる管理者としての注意義務を負い（善管注意義務、民法644条）、さらには、会社のために忠実にその職務を遂行する義務を負うとされている（忠実義務、会社法355条）。

この善管注意義務と忠実義務との関係であるが、①忠実義務は、取締役が会社の利益を図るべき義務に違反して自己または第三者の利益を追求してはならないとするものであり、善管注意義務とは異質であるとする見解⁴⁾、②忠実義務は、善管注意義務の内容を具体的かつ注意的に規定したものであり、両者は同質であるとする見解がある⁵⁾。

このうち、最高裁昭和45年6月24日大法廷判決（民集24巻6号625頁）が、「商法254条ノ2（会社法355条）の規定は、同法254条3項（会社法330条）・民法644条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであって、所論のように、通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものと解することができない。」と判示したように、後者の見解が通説・判例とされている。

いずれにせよ、判例・学説が、善管注意義務や忠実義務に関する一般的な規定から、取締役には、その職務を行うにあたり法令・定款を遵守し、他の取締役等を監視・監督する義務があるということを認めている点には変わらない。

（2） 取締役の法令違反行為

旧商法266条1項5号によれば、取締役は、法令や定款に違反する行為を行った場合には、会社に対し損害賠償を負わなくてはならないと定められていたが、会社法423条1項では、「法令・定款違反」という表現が消え、代わりに「任務懈怠」とされた。しかし、旧商法と

表現が異なるとはいえ、この「任務懈怠行為」の中には当然に、取締役（委員会設置会社においては執行役も対象になる）の「法令・定款違反行為」が含まれる。

ところで、一般に法令とは、法律、命令、条令等のことをいうが、その量は膨大である。そのようなすべての法令について、取締役が、そのうちの一つにでも違反した場合には、当該取締役は会社に対して責任を負わなければならないのだろうか。この「法令」の範囲をめぐっては、学説上、以下のような見解が主張されてきた。

通説的な見解とされている非限定説は、取締役が法令を遵守するのは当然であり、旧商法266条1項5号にいう「法令」には、善管注意義務や忠実義務に関する規定も含め、ありとあらゆる法令がその対象になると主張されてきた⁶⁾。

これに対して、限定説の立場からは、非限定説に立つと、取締役が会社に対して責任を負う範囲が過度に広がってしまうため、「法令」とは、会社・株主の利益を図った規定および公序に関する規定のみを対象とする見解や⁷⁾、「法令」の範囲を会社財産の健全性の確保を直接または間接の目的とした法令に限定するとの見解が主張されてきた⁸⁾。

しかし、最高裁平成12年7月7日判決（民集54巻6号1767頁）が、「（取締役が遵守すべき法令には、商法その他の法令等、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれるとしつつ）、会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきだからである。」と判示し、非限定説の立場を採ったことから、「法令」の範囲をめぐる論争は、一応、決着したものと思われる。

したがって、会社の取締役は、その職務を遂行するにあたり、会社法をはじめとするありとあらゆる法令を遵守する義務があるといえよう。

3. 経営判断の原則

次に、本稿の主要テーマに係る「経営判断の原則」について述べていきたい。

前述のように、取締役（委員会設置会社においては執行役も含まれる）が会社に損害を与えれば、当然、善管注意義務に違反したとして、その責任が問われる。しかし、過度に責任を問えば、取締役の経営活動を萎縮させることにもなりかねない。そこで、会社は、基本的には取締役の経営判断を尊重し、例えば会社に損害が生じる結果になったとしても、そのような経営判断を行った取締役の善管注意義務違反を問わないとする法理、すなわち、「経営判断の原則」が問題となる。

この経営判断の原則は、もともとアメリカにおいて判例法上認められてきたものであるが⁹⁾、わが国でも、学説上、①経営判断原則を取締役の注意義務を軽減するものであり、日本への

導入を支持した見解をはじめ¹⁰⁾、②裁判所は、取締役の経営上の過失に基づく責任の認定に慎重に対処すべきであり、取締役の経営判断を尊重しなくてはならないとする見解¹¹⁾、③経営判断の過程（準備面）と内容（判断面）とを区別し、準備面では、注意義務をそのまま適用し、判断面では、当該判断が当時の状況に照らし、通常の企業人の立場からみて明らかに不合理でなければ取締役の責任を問わないとする見解¹²⁾、などがそれぞれ主張されてきた。

また、数多くの取締役の責任をめぐる裁判例（その多くは株主による責任追及訴訟である）においても、経営判断の原則が採用されている¹³⁾。この中で、裁判所は、取締役に広い裁量の幅を認めつつ、それぞれの事案に即して、詳しい事実認定を踏まえ、当該経営判断の手続きばかりでなく内容についても審査を加えているという¹⁴⁾。

参考までに、近時、海外に新規出店するため、現地法人に対し多額の金銭の貸付を行った百貨店の取締役の善管注意義務違反が問題となったケースにつき、東京地裁平成16年9月25日判決（判例時報1886号111頁）は、「企業の経営に関する判断は不確実かつ流動的で複雑（ママ）多様な諸要素を対象にした専門的、予測的、政策的な判断能力を必要とする総合的判断であり、また、企業活動は、利益獲得をその目標としているところから、一定のリスクが伴うものである。このような企業活動の中で取締役が萎縮することなく経営に専念するためには、その権限の範囲で裁量権が認められるべきである。したがって、取締役の義務についての善管注意義務違反又は忠実義務違反の有無の判断にあたっては、取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況及び会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見及び経験を基準として、前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か及びその事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から、当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべきである。」とし、当該取締役の責任を否定している¹⁵⁾。

このように、経営判断の原則は、わが国においても判例法上、取締役等の経営判断の内容につき、善管注意義務違反があったかの否かの審査基準の一つとして確立されてきたものといえる。そして、その際には、①取締役（あるいは執行役）によって経営判断がなされた当時の会社の状況および会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢、②会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見および経験、③経営判断を行う前提としての事実の認識に不注意な誤りがなかったか否か、その事実に基づく行為の選択決定に不合理がなかったか否か、が審査されることに留意する必要がある。

4. 取締役の経営監視義務と内部統制システムの構築

(1) 他の取締役等に対する監視・監督義務

かつて最高裁は、「株式会社の取締役会は会社の業務執行につき監査する地位にあるから、取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄についてだけ監視す

るにとどまらず、代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば、取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行なわれるようにする職務を有するものと解すべきである。」と判示（最高裁昭和48年5月22日判決〔民集27巻5号655頁〕）した。

このように、取締役（取締役会設置会社においては取締役会の構成員として）には、会社の代表取締役や他の取締役（委員会設置会社においては執行役も含まれる）、使用人等の業務執行が、法令や定款を遵守し適法かつ適正になされていることを監視・監督し（会社法362条1項2号）、必要があれば、取締役会を招集しあるいは招集を求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようにする義務があるといえよう。

（2） 内部統制システムに関する裁判例

前述のように、取締役には、善管注意義務や忠実義務の一内容として、他の取締役や使用人等の業務に対する監視・監督の義務がある。しかし、大規模な会社の取締役ともなると、会社の経営全般について常に監視・監督することは難しい。そこで、判例・学説では¹⁶⁾、取締役には、会社の規模や特性等に応じて、会社の経営が健全になされることを確保するためのリスク管理や法令遵守（役員や使用人等に対する違法行為防止のための「コンプライアンス・マニュアル」の作成やコンプライアンス教育の実施等）、情報伝達（取締役や監査役等に対する社内情報の提供）等の体制を定めた内部統制システムを構築する義務があることが主張されてきた¹⁷⁾。内部統制をめぐる裁判例（とくに、取締役の責任が認められた事例）としては、以下のものが挙げられる。

①大和銀行事件

訴外D銀行（大和銀行）のニューヨーク支店における行員の損失隠蔽行為に対し、同行の取締役・監査役Yらが、行員の不正行為を防止するとともに、損失の拡大を最小限に食い止めるための内部統制システムを構築すべき善管注意義務および忠実義務があったにもかかわらずこれを怠ったとして、D銀行の株主Xらが、Yらの責任を追及する訴訟を提起した事案につき、大阪地裁平成12年9月20日判決（判例時報1721号3頁）は、「健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。（中略）取締役は、従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体制を確立すべき義務があり、これまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなすべきものと言うべきである。」と判示した。

しかし、通常の銀行の内部統制システムについては、取引部門と事務管理部門の分離、財

務省証券取引業およびカストディ業務の分離は必須であるとした上で、本件については、D銀行の店内検査の実施および財務省証券の保管残高の確認がなされていなかったとして、Yらの責任を肯定した。

②神戸製鋼所事件

上述の大和銀行事件は、その後続く内部統制システムの構築義務に関する取締役の責任追及の訴えに大きく影響することになった。その意味で注目されるのが、和解により終結した神戸製鋼所の株主代表訴訟事件である（神戸地裁平成14年4月4日和解成立・商事法務1626号52頁〔平成14年〕）。

この事件は、K株式会社（神戸製鋼所）が、同社の加古川製鉄所において裏金を捻出し、その一部を用いて総会屋に利益供与がなされていたとして、同社の代表取締役等役員に対し、株主から責任追及の訴えが提起されたものであるが、とくに注目されるのは、和解に際し裁判所から示された「訴訟の早期終結に向けての所見」である。

この所見の中で神戸地裁は、「K社のような大企業の場合、職務の分担が進んでいるため、他の取締役や従業員全員の動静を正確に把握することは事実上不可能であるから、取締役は、商法上固く禁じられている利益供与のごとき違法行為はもとより大会社における厳格な企業会計規制をないがしろにする裏金捻出行為等が社内で行われないよう内部統制システムを構築すべき法律上の義務があるというべきである。」とし、会社の経営を指導する立場にありながら、内部統制システムの構築を放置した代表取締役等が、利益供与のような違法行為の存在を知らなかったと弁明するだけでは、その責任を免れるのは相当ではないと結論付けた。

③ヤクルト事件

次に東京地裁平成16年12月16日判決（判例時報1888号3頁）は、乳酸菌飲料等の製造販売を業とする訴外A株式会社（ヤクルト）において、資金運用業務担当取締役（副社長）のYが、資金運用のため投機性の高いデリバティブ取引を行い、結果的に約533億円もの損失をA社に生じさせ、株主Xらが、Yを含むA社の取締役・監査役等に対し責任追及の訴えを提起したというものである。

デリバティブ取引に関するリスク管理（内部統制システム）の構築につき、東京地裁は、「本件デリバティブ取引開始から平成7年5月までのA社のリスク管理体制は、現在の水準からすれば十分なものとはいえないものの、他の役員に対する開示制度、執行部門と監査部分の分離、本件監査法人による監査など一応の体制が整えられていたといえる。（中略）当時デリバティブ取引の危険性が事業会社の取締役に対し十分に周知されているとはいえない状況にあり、しかも平成7年当時の事業会社では、担当部署または担当役員が管理し役員会には取引を報告しないという会社も55.8パーセント（被告側が提出し、裁判所が参考と

した民間の研究機関のアンケート調査の結果〔カッコ内筆者注〕)にものぼっていたのである。そうであるとすれば、当時の水準としては、相応のリスク管理体制であったと評価できる。」と判示した。

さらに、裁判所は、平成7年5月以降についても、①A社の社長や財務担当取締役等が相当程度リスク管理に関与していたこと、②監査室と資産運用チームによる相互牽制の体制がとられていたこと、③損益の絶対額を検討するための必要な指標として、元本想定額による規制および計算上の含み損額の把握がおこなわれていたこと、などから、A社は、本件デリバティブ取引の規模及び危険性と対応するだけの相応のリスク管理体制を構築していたと認定した（なお、平成7年5月以降、A社の社長等は数回に渡ってYに対しデリバティブ取引等の自粛を勧告している）。

本事件では、リスク管理体制が整備されていたことから、副社長であるY以外の役員の責任は免除されたが、Yについては、独自の判断で、A社のリスク管理体制の下での制約事項のうち想定元本の限度枠の規制に実質的に違反して行われた事実があったことから、善管注意義務違反が認定された。

④ダスキン事件

大阪地裁平成16年12月22日判決（判例時報1892号108頁）は、上記各裁判例とは異なり、会社の本来の事業活動から生じた損害に関する内部統制システムの構築が問題とされた事例である。

訴外D社（ダスキン）は、環境衛生機材等の製造販売、料理飲食店等の経営を目的とする株式会社であるところ、その運営するドーナッツ・チェーン店Mにおいて、平成12年4月から同年12月20日にかけて、食品衛生法上使用が許されない添加物が含まれた「大肉まん」を大量に個販売したため、その回収・販売店に対する損害賠償により会社が損害を被ったとして、同社の株主であるXらが、取締役・監査役であるYらに対し責任追及の訴えを提起した事案である。

本件事案では、Yらが、①「大肉まん」の販売につき、未認可添加物が混入しないようなリスク管理体制の構築を怠ったこと、②恐喝等の違法行為があった場合にこれを取締役会等に報告する体制を整備する義務を怠ったこと、③「大肉まん」を直ちに回収する等して被害を回復する措置を取ることを怠ったこと、などが争点となった。

大阪地裁は、合理的なリスク管理体制等が構築されていないことは善管注意義務に違反するとはいえないとしたものの、「取締役が、具体的な法令に違反している可能性のある事実を認識した以上、担当取締役から合理的な説明（例えば、既にとった具体的対応策や客観的な証拠を示しての法令違反の事実がない等の説明）がなされるなどの特段の事情がない限り、役員協議会（取締役会）に対して報告するか、少なくとも業務執行機関の最高責任者である代表取締役等に報告しなければならない善管注意義務を負うに至るものと解する。」と

判示し、Yらのうち専務取締役生産本部担当以外の役員に対しては、善管注意義務違反が認められないものの、当該専務取締役に対しては、未認可添加物の使用を知った後、その事実をD社の経営トップである代表取締役社長に報告しなかったことから、善管注意義務違反を認めた。

これに対し、控訴審である大阪高裁平成18年6月9日判決(判例タイムズ1214号115頁)は、「現代の風潮として、消費者は食品の安全性について極めて敏感であり、企業に対して厳しい安全性確保の措置を求めている。未認可添加物が混入した違法な食品を、それと知りながら継続して販売したなどということになると、その食品添加物が実際に健康被害をもたらすおそれがあるのかどうかにかかわらず、違法性を知りながら販売を継続したという事実だけで、当該食品販売会社の信頼性は大きく損なわれることになる。(中略)現に行われてしまった重大な違法行為によってD社が受ける企業としての信頼喪失の損害を最小限度に止める方策を積極的に検討することこそが、このとき経営者に求められることは明らかである。ところが、被告らはそのための方策を取締役会で明示的に議論することもなく、『自ら積極的に公表しない』などというあいまいで、成り行き任せの方針を、手続き的にもあいまいなままに黙示的に事実上承認したのである。」とし、取締役会や代表取締役への通報を怠った専務取締役のみに責任を認めた一審判決を変更し、D社の被告取締役Yら11人全員に対し責任を認める旨判示した。

⑤裁判例に対する検討

以上のとおり、ごく簡単に裁判例を概観しただけでも、当初は、大和銀行事件のように金融業務におけるリスク管理体制として出発した内部統制が、一般事業会社の通常事業に対するリスク管理へと拡大していく過程が見てとれる¹⁸⁾。そして、内部統制システムのレベルについても、事件の発生した行為時を基準にするとしつつも、要求される水準は徐々に上がってきているといえよう¹⁹⁾。

なお、個別の裁判例を見てみると、ヤクルト事件において東京地裁は、構築された内部統制システムの適切さの判断基準につき、民間の研究機関のアンケート調査の結果等を利用して、デリバティブ取引の危険性・リスク管理がまだ十分に認識されていなかった取引行為時に求めるべきであることを明示している。

また、ダスキンの事件において大阪地裁は、取締役が、具体的な法令に違反している可能性のある事実を認識した場合には、取締役会に報告をするか、少なくとも業務執行機関の最高責任者である代表取締役に報告すること(つまり、内部統制システムにおける情報伝達体制の整備)を要求している。

さらに、ダスキンの事件の控訴審判決では、専務取締役以外にもD社の取締役11人の責任を認めるなど、取締役は、内部統制システムを構築しただけで任務を全うしたとはいえ、違法行為が生じた状況下においては、その対策につき総力を上げて取り組まなくてはならな

い旨を強調しているといえるだろう。

このように、取締役等の善管注意義務の一内容として内部統制システムの構築義務が含まれるようになったことは、判例法上確立されたものといえる。

(3) 他の取締役や使用人等の意見や業務執行に対する信頼

上述の経営判断の原則や内部統制に関連し、判例・学説では、会社の経営トップ等を中心とする取締役が、会社内部に合理的な内部統制システムを構築しつつ、担当業務を委譲した業務担当取締役や使用人等の意見、報告、説明、決定、判断等を信頼した場合には、会社に生じた損害に対し監視・監督義務違反の責任が問われないと解している（これを「信頼の権利」または「信頼の原則」という）²⁰⁾。

この「信頼の権利」は、もともとアメリカにおいて判例法上認められてきたもので、会社の日常的な経営を担当する執行役や従業員、他の取締役の業務・意見に対する信頼、取締役会内部に設置されている委員会（監査・報酬・指名等の各委員会）の業務・意見に対する信頼、さらには、会社の顧問弁護士や公認会計士等の専門家の意見に対する信頼の権利とされている²¹⁾。

わが国においても、いくつかの裁判例の中で、その文言こそ用いてはいないものの、「信頼の権利」を認めているものがある。

すなわち、前述の大和銀行事件において、大阪地裁は、「頭取あるいは副頭取は、各業務担当取締役にその業務執行の遂行を委ねることが許され、各業務担当取締役の業務執行の内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、監督義務懈怠の責めを負うことはないものと解するのが相当である。」とし、各取締役は、疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、他の取締役がその報告通りに職務を遂行しているものと信頼することが許されると判示した。ただし、本件では、D銀行の内部統制システムに不備があったことから、取締役・監査役の責任が肯定されており、信頼の権利は認められなかった。

次に、ヤクルト事件において、東京地裁は、「会社において、リスク管理体制が構築され、これに基づき個々の取締役の職務執行に対する監視が行われている限り、個々の取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、他の取締役が、代表取締役や担当取締役の職務執行が適法であると信頼することには正当性が認められることから、仮に、個々の取締役が、違法な職務執行を行い会社が損害を被った場合であっても、他の取締役について、監視義務を内容とする善管注意義務違反を問われることはない。」と判示した。ただし、ヤクルト事件では、A社のリスク管理体制の水準につき、民間の研究機関のアンケート調査を用いるなど慎重に審査を行い、結論として、取引当時としては相応（＝合理的）のものであったとしているが、前述のように、平成7年5月以降、社長等が問題のデリバティブ取引を行っていた副社長に対し、資産運用を自粛するよう勧告している。そうすると、本事案において裁判所は、少なくとも平成7年5月以降の副社長の行為に対し、A

社の取締役が積極的に監視していたのかどうかを詳細に検討する必要があるようにも思われる。

したがって、問題行為を行った副社長以外の他の取締役（とくに、副社長の行為を厳重に監督する立場にあった代表取締役社長）に対し、安易に信頼の権利を認め、善管注意義務に違反しないと結論付けたヤクルト事件に対する東京地裁の判決には、疑問の余地があるといわざるをえない。

なお、ヤクルト事件で裁判所は、使用人の業務に対する信頼の権利についても触れている。すなわち、「多くの従業員を配置し、業務執行に際し、それぞれの部署が重疊的に情報収集・分析、検討を加える手続が整備された大規模会社においては、取締役の善管注意義務違反の有無も、このような分業と権限委任の組織体制を前提として判断されるべきであり、取締役は、特段の事情のない限り、各部署において期待された水準の情報収集・分析、検討が誠実になされたとの前提に立って自らの意思決定をすることが許されるというべきである。したがって、取締役は、各部署が行った情報収集・分析、検討の内容を一から精査し直すことは求められておらず、特段不審の事由のない限り、これに依拠して意思決定を行えば足りると解される。」と判示している。

その他、神戸地裁は、神戸製鋼所事件における所見（和解）の中で、「総会屋に対する利益供与や裏金捻出が長期間にわたって継続され、相当数の取締役及び従業員がこれに関与してきたことからすると、それらシステムは十分に機能していなかったものと言わざるを得ず、今後の証拠調べの結果によっては、利益供与及び裏金捻出に直接には関与しなかった取締役であったとしても、違法行為を防止する実効性ある内部統制システムの構築及びそれを通じての社内監視等を十分尽くしていなかったとして、関与取締役や関与従業員に対する監視義務違反が認められる可能性もあり得るものである。」としており、利益供与のような違法行為が生じた状態では、例え内部統制システムが構築されていたとしても、信頼の権利が認められず、利益供与に関与していなかった取締役等に対しても、違法行為を行った取締役や使用人等の業務に対する監視義務違反が問題にされると述べている。

以上、これまでの裁判例（信頼の権利をめぐる）を整理すると、内部統制システムを中心とする経営組織を整備した会社の取締役は、代表取締役以下他の取締役の業務を信頼したり、下部組織（担当する使用人等）の行った情報収集・分析、検討が誠実になされたとの前提に立って自らの意思決定を行ったりすることができるといえよう²²⁾。ただし、構築された内部統制システム自体に不備があったり、あるいは、実際に違法行為が生じたりしている状況下においては、取締役等に対する信頼の権利が認められない場合があることにも留意する必要がある。

5. 立法化された内部統制

(1) 会社法における内部統制システムについて

上述のような裁判例の展開を受け、平成18年に施行された会社法では、大会社を中心に、内部統制システムの構築を義務付けた（会社法348条4項、362条2項、416条2項）。内部統制システムをめぐる裁判例の多くが、いずれも大規模な株式会社に関するものであったことから、立法化にあたり、このことが考慮されたものといえる。

ところで、内部統制については、会社法以外にも、同法を補足する意味で制定された会社法施行規則の中でより詳細に規定されている²³⁾。

この施行規則によれば、会社は、内部統制システムを構築するにあたり、①取締役（委員会設置会社における執行役）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、②取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関する体制、③損失の危険の管理に関する規程その他の体制、④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、⑥株式会社（＝親会社）および子会社から構成される企業集団における業務の適正を確保するための体制、などを定めることを要求している（会社法施行規則98条各項、100条各項、112条各項を参照）。

会社法施行規則につき、簡単に述べると、①と⑤については、役員や使用人等に対する法令遵守（コンプライアンス）に関する教育、マニュアル等の整備の実施（その他、監査役〔委員会設置会社においては監査委員会〕や監査室等に情報伝達がなされる体制も整備することが求められている）が、②については、取締役や執行役の業務執行に関する文書（議事録関係、稟議書、契約書等）の保存・管理が、③については、リスク管理防止のための手続・仕組みの整備等（危機管理プログラムやリスク管理規定の作成）が、④については、職務分掌の明確化（取締役会規則や職務権限規定等に基づく各業務執行機関の専決事項の整備）が、⑥については、現代の企業活動が企業グループ単位で行われていることから、グループ・リスク管理本部等の統括機構の設置やグループ情報交換会等の構築、などがそれぞれ挙げられる²⁴⁾。

なお、構築された内部統制システムの内容につき、会社は、事業報告を通じて会社外部に開示することが要求されている（会社法施行規則118条2号）。

(2) 金融商品取引法における内部統制システム

平成19年春から本格的に運用される金融商品取引法では²⁵⁾、有価証券報告書等の開示書類を金融庁に提出している会社が、それら開示書類の中に、新たに確認書および内部統制報告書等も提出しなくてはならないとされている。

この金融商品取引法にいう「確認書」とは、有価証券報告書等の開示書類の記載内容が、金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記したものをいう（金融商品取引

法24条の4の4)。確認書の提出は、これまで証券取引所の自主規制として行われていたが、金融商品取引法では、これを法律上の義務として規定した。

さらに、「内部統制報告書」とは、会社の属する企業集団および会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書のことをいう（金融商品取引法24条の4の4第1項）。これは、財務諸表等が作成されるシステムが適正かつ有効に機能していたか否かを評価する報告書であるといえる。

いずれの書類も、アメリカのサーベンス・オクスリー法（SOX法）に倣い、内部統制を強化しようとする目的から立法化されたものである（近年相次いだ、西武鉄道、カネボウ、ライブドアといった有価証券報告書等の虚偽記載に関連した事件も立法化に影響したものといえよう²⁶⁾）。

6. おわりに

以上、取締役（委員会設置会社においては執行役も含まれる）の経営判断上の注意義務につき、内部統制システムとの関係も含めまとめると、以下のような解釈が成り立つものと思われる。

すなわち、取締役は、会社法や会社法施行規則（上場会社等は、金融商品取引法も対象となる）等に則りつつ、それぞれの会社の規模や事業内容等を総合的に勘案した合理的な内部統制システムが構築されていることを前提に、①業務執行権限が委譲された業務担当取締役（あるいは執行役）や使用人等の業務執行を信頼したり（つまり、当該業務執行につき疑念を差し挟むような事情がない）、あるいは、②それら業務担当取締役や使用人等の情報・調査等を十分に分析・検討（経営判断の過程〔準備面〕）した上で経営判断を行ったりした場合（内容〔判断面〕）には、当該取締役の注意義務は尽くされたものと解されよう。

ただし、大和銀行事件のように、構築された内部統制システム自体に不備があったり、あるいは、神戸製鋼所事件のように、違法行為が生じたりしている状況下では、取締役等に対する信頼の権利が認められない場合があることにも留意する必要がある。

なお、会社法施行規則では、「取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理」に関する体制を整備することを要求しているが、この規定は、取締役等の経営判断に関する情報の管理・保存のためのものであることから、今後の取締役の責任をめぐる訴訟（とくに、「経営判断の原則」の適用が問題となる）において、本規定が有効に機能していたか否かが問われることになるものと思われる（つまり、経営判断の過程に関する情報の管理・保存が妥当であったか否かが問われる）。

いずれにせよ、内部統制システムの構築が立法化された下で、取締役の「経営判断の原則」や「信頼の権利」がどのように認められていくのか、今後の裁判例の動向に注目していきたい²⁷⁾。

【注】

- 1) 内部統制システムについては、様々な論文や文献等で論じられている。参考までに、商法・会社法の研究者が論じたものとして、柿崎環『内部統制の法的研究』（日本評論社・平成17年）、神谷高保「いわゆる内部統制と新会社法」法学教室304号32頁以下（平成18年）、柿崎環「内部統制と新会社法」法律時報78巻5号38頁以下（平成18年）、野村修也「内部統制への企業の対応と責任」企業会計58巻5号98頁以下（平成18年）、神田秀樹「新会社法と内部統制のあり方」商事法務1766号35頁以下（平成18年）、中東正文「株式会社の監査と内部統制」ジュリスト1315号41頁以下（平成18年）、松嶋隆弘「内部統制システムの構築と取締役の義務」民事法情報241号73頁以下（平成18年）等がある。
また、実務上の観点から論じられたものとして、後藤啓二「内部統制システムの構築」ビジネス法務6巻2号30頁（平成18年）、小館浩樹＝山神理＝戸倉圭太「会社法における内部統制システムの構築」商事法務1760号42頁以下（平成18年）、宮廻美明「内部統制をめぐる最近の動きと企業の課題」商事法務1766号29頁以下（平成18年）、中村信男＝大塚和成「会社法における内部統制と実務対応」金融法務事情1770号12頁以下（平成18年）、武井一浩『会社法を活かす経営』（日本経済新聞社・平成18年〔内部統制システムについては、180頁以下を参照〕）等がある。
- 2) 旧商法とは異なり、会社法では、取締役会を設置しない株式会社の存在も認めている。そのため、このような会社にあっては、代表取締役が置かれないケースもあることに留意しなくてはならない（会社法349条各項を参照）。したがって、代表取締役が置かれない場合には、それに代わる会社を代表する取締役に対し、内部統制システムの決定を委任することができないことになる。
- 3) 旧商法下における委員会等設置会社（現会社法における「委員会設置会社」）に対しては、平成14年より、内部統制システムの構築義務が課されていた。
- 4) 北沢正啓『会社法（第6版）』（青林書院・平成13年）412頁等。
- 5) 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第3版〕』（有斐閣・平成6年）289頁等。
- 6) 鈴木＝竹内・前掲・注5）296頁等。ただし、会社法423条1項のいう取締役の任務懈怠（法令違反）と善管注意義務違反との関係については、鈴木＝竹内説が唱えるような両者を一体とする一元説と、両者の判断構造を分けてとらえる二元説とがあることに留意する必要がある（詳細は、潮見佳男「民法からみた取締役の義務と責任」商事法務1740号38頁以下〔平成17年〕を参照）。私見によれば、「善管注意義務」が民法644条に規定されている以上、これを法令違反と捉える一元説の見解が妥当と考える（善管注意義務違反＝任務懈怠〔法令違反〕）。この問題については、筆者としても、今後改めて検討していきたい。
- 7) 近藤光男「法令違反に基づく取締役の責任」森本滋＝川濱昇＝前田雅弘編『企業の健全性の確保と取締役の責任』（有斐閣・平成9年）281頁。
- 8) 森本滋『会社法〔第2版〕』（有信堂高文社・平成7年）253頁。
- 9) 経営判断の原則（Business Judgment Rule）につき、アメリカ法律協会（American Law Institute）が作成した『コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告』（Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations〔1994〕）の4.01条（c）項では、取締役（Director）または執行役（Officer）は、誠実に経営判断をなす場合、当該取締役または執行役が、①経営判断の対象に利害関係を有さず、②経営判断の対象に関し、当該取締役または執行役が当該状況下で適当であると合理的に信ずる程度に情報を有し、③当該経営判断が会社の最善の利益に合致すると相当地に信じたときは、本条の下での義務を履行するものとされると定めている。
- 10) 吉永栄助「取締役の一般的義務」一橋論叢29巻4号300頁（昭和28年）等。
- 11) 竹内昭夫＝鴻常夫＝上柳克郎編『新版注釈会社法（6）』（有斐閣・昭和62年）277頁（近藤光男執筆）。
- 12) 吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之＝近藤光男編『新版・株主代表訴訟体系』（弘文堂・平成14年）98頁等。

- 13) 東京高裁平成7年9月26日判決・判例時報1549号11頁等。詳細は、吉原・前掲・注12) 100頁以下を参照。
- 14) 吉原・前掲・注12) 118頁。なお、取締役の経営判断が法令に違反する場合には、この原則によって保護されることはない(東京地裁平成10年5月14日判決・判例時報1650号145頁等を参照)。
- 15) その他、経営判断の原則が問題とされた最近の裁判例として、東京地裁平成14年10月31日判決・判例時報1810号110頁、東京地裁平成16年3月25日判決・判例時報1851号21頁、東京地裁平成16年12月16日判決・判例時報1888号3頁等がある。
- 16) 神崎克郎「会社の法令遵守体制と取締役の責任」法曹時報第34巻4号15頁以下(昭和57年)、川浜昇「独禁法遵守プログラムの法的位置付け」龍田節=森本滋編『川又良也先生還暦記念—商法・経済法の諸問題』543頁以下(商事法務研究会・平成6年)、伊勢田道仁「会社の内部統制システムと取締役の監視義務」金沢法学第42巻1号55頁以下(平成12年)等を参照。
- 17) アメリカにおいても、会社の取締役には、内部統制システムを構築する義務はないとする傾向が(とくに、*Graham v. Allis-Chalmers Manufacturing Co.*, 188 A.2d 125 [Del.Supr.1963] 以降)、1990年代の半ばまでであったようである。

しかし、1996年のケアマーク判決(*In re Caremark International Inc. Derivative Litigation*, 698 A.2d 959 [Del.Ch.1996])により、取締役の義務には、会社の法令遵守と業績の両方について、合理的に設計された情報収集・報告システムの存在を確保するよう誠実に努める義務も含まれ、ある状況の下で、それを怠った場合には、法令を遵守しなかったことによって生じた会社の損害に対して、取締役が責任を負う可能性があることと判示されたことから(同判決によれば、内部統制システムの内容については、取締役の経営判断に委ねられるという)、同判決以降、会社の取締役には、内部統制システムを構築する義務があることが重視されるようになったという(See William A. Klein and John C. Coffee Jr., *Business Organization and Finance*, 158-159 [2004])。

なお、アメリカの上場会社(証券取引委員会[SEC]に登録している)の内部統制システムについては、COSO(Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission)が1994年に制定した報告書や2001年のエンロン・ワールドコム事件の翌年に制定されたサーペンス・オクスリー法(*Sarbanes-Oxley Act of 2002*)、1991年に制定され2004年に改正された連邦量刑法(*United States Organizational Sentencing Guideline*)の対象になることにも留意する必要がある(神谷・前掲・注1) 32頁以下を参照)。

- 18) 判例については、本文中に掲載したもの以外にも、東京地裁平成11年3月4日判決・判例タイムズ1017号215頁、東京地裁平成14年10月31日判決・判例時報1810号110頁他多数ある。
- 19) 松嶋・前掲・注1) 75頁。
- 20) 「信頼の権利」については、神崎・前掲・注16) 16頁、畠田公明「取締役の監視義務とその信頼の保護」民商法雑誌第102巻1号40頁以下(平成2年)、伊勢田・前掲・注16) 83頁以下、坂田桂三「取締役の経営判断上の義務と経営判断の原則」法学新報109巻9・10号285頁以下(平成15年)、神吉正三「取締役の信頼の権利に関する一考察」流経法学第2巻2号1頁以下(平成15年)等を参照。
- 21) アメリカ法における「信頼の権利」(right to rely)に関しては、畠田・前掲・注20)が詳細である。
- 22) この他にも、取締役の信頼の権利が問題とされた裁判例として、東京地裁昭和33年11月13日判決・下級民集9巻11号2225頁(業務担当取締役の業務執行に対する信頼)、水戸地裁昭和51年10月27日判決・下級民集32巻5～8号459頁(経理担当の代表取締役の意見に対する信頼)、東京高裁昭和53年7月19日判決・下級民集29巻5～8号378頁(経営会議に提出された経理関係書類への信頼)、札幌地裁昭和54年5月8日決定・金融商事判例587号50頁(会計監査法人の指導および税務当局の回答に対する信頼)、大阪高裁昭和59年10月19日判決・判例時報1153号219頁(営業担当取締役の意見に対する信頼)、東京地裁平成6年12月20日判決・判例タイムズ893号260頁(経理担当取締役および監査役、会計監査人の意見に対する信頼)、大阪地裁平成13年5月28日判決・金

融商事判例1125号30頁（審査管理部長が承認した稟議書に対する信頼）、東京地裁平成14年4月25日判決・判例時報1793号140頁（銀行の下部組織の行った情報の収集・分析・検討結果に対する信頼）、東京地裁平成16年3月26日判決・判例時報1863号128頁（銀行の融資担当取締役による融資部・審査部の情報収集・分析に対する信頼）等がある。

23) 法務省は当初、計9本に分けられた「会社法施行規則法務省例案」を公表。このうち内部統制システムについては、「株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令案（内部統制省令案）」としていた。しかし、この9本に分けられていた法務省令案は、省令の本数をまとめたほうがよいとする学界や経済界の意見等（例えば、法務省が公表した『『会社法施行規則案』等に関する意見募集結果』〔http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI64/result_minji64.pdf〕を参照されたい）から3本に集約され、内部統制省令案も、平成18年2月に公布された会社法施行規則の中に吸収された（詳細は、筆者自身も執筆に関わった、根田正樹＝明石一秀編『会社法・関係規則の完全実務解説』〔財経詳報社・平成18年〕2頁以下を参照されたい）。

24) 詳細については、中村＝大塚・前掲・注1) 16頁以下、柿崎（法律時報論文）・前掲・注1) 39頁、中東・前掲・注1) 44頁以下等を参照せよ。

なお、会社法施行規則では、会社に対して子会社や連結子会社等の取締役等の職務が適正になされていることを確保するための企業グループ全体の内部統制システムの構築も義務付けている。そうすると、親会社の取締役は、グループ内部に子会社の経営を監視・監督するための合理的な内部統制システムが構築されていることを前提に、子会社の取締役等の職務が適正になされていたと信頼した場合に限り、企業グループ全体にダメージを与えるような損害が子会社に生じたとしても、その損害に対し注意義務違反に問われないと解されよう（詳細は、拙稿「親会社取締役の子会社管理責任」酒巻俊雄＝尾崎安央編『会社法重要判例解説（第3版）』〔成文堂・平成18年〕244頁を参照されたい）。

25) 金融商品取引法に関する詳細は、大崎貞和『解説・金融商品取引法』（弘文堂・平成18年）を参照されたい。

26) 詳細については、大崎・前掲・注25) 120頁以下を参照せよ。

27) 例えば、澤口実「違反類型別にみる司法判断の傾向」ビジネス法務6巻2号81頁（平成18年）は、「わが国では、内部統制システム構築義務違反の具体的内容や、信頼の権利（原則）による救済の具体的なあてはめといった点について、裁判例が蓄積され、経営をめぐる予測可能性がより高まることに期待したい。」と主張する。